

第2次東郷町地域福祉グランドデザイン 策定方針（案）

令和6年10月

1 計画策定の趣旨・背景

東郷町（以下、「本町」という。）では、令和2年3月に「第1次東郷町地域福祉グランドデザイン」を策定し、地域共生社会の実現に向けた地域福祉施策を推進してきました。

この間、国においては、社会福祉法の改正による地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための「重層的支援体制整備事業」の創設や、「こども基本法」の制定、「孤独・孤立対策推進法」の制定など、幅広い対象を包摂する社会づくりに向けた動きが加速しています。

このような中、令和7年度に「第1次東郷町地域福祉グランドデザイン」が計画期間満了を迎えることから、国や県の動向、社会を取り巻く環境の変化、それに伴う本町の地域生活課題に対応するため、「第2次東郷町地域福祉グランドデザイン」（以下、「本計画」という。）を策定します。

■近年の主な国の動向

年月	法律等	概要
令和3年4月	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行	改正社会福祉法が令和3年4月から施行されたことにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための、市町村において属性を問わない「①相談支援」「②参加支援」「③地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。
令和4年10月	「第4次自殺総合対策大綱」閣議決定	コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組の充実に加えて、①子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化、②女性に対する支援の強化、③地域自殺対策の取組強化、④総合的な自殺対策の更なる推進・強化の4つの柱に取り組むこととされています。
令和5年3月	「第二次再犯防止推進計画」閣議決定	平成29年12月に閣議決定された「再犯防止推進計画（第一次）」を発展させ、再犯防止施策の更なる推進を図るため令和5年3月「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定されました。この計画には就労・居住の確保や保健医療・福祉サービスの利用の促進などの7つの重点課題が位置付けられており、96の具体的施策が盛り込まれています。
令和5年4月	「こども基本法」施行	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律として令和4年5月に成立しました。日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。
令和6年4月	「孤独・孤立対策推進法」施行	国及び地方において総合的な孤独・孤立対策（策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制等について定められました。

年月	法律等	概要
令和6年6月	「改正子ども・若者育成支援推進法」施行	子ども・若者育成支援推進法の改正により、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者）が明記され、ヤングケアラーへの支援の普及が図られることとなりました。

2 計画の位置づけ

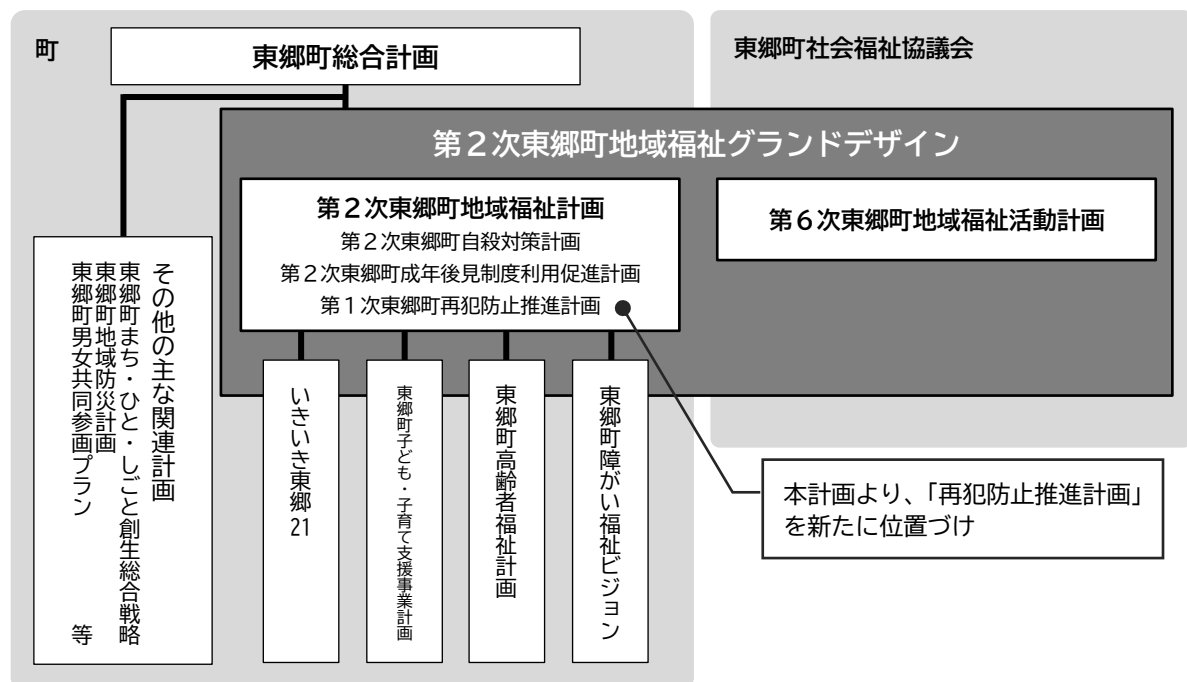
「第2次東郷町地域福祉計画」は「社会福祉法」第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画です。「第6次東郷町地域福祉活動計画」は東郷町社会福祉協議会が地域福祉の推進を図ることを目的に策定する計画です。

本計画は、本町における地域福祉施策を効果的に推進するため、これら2つの計画（「第2次東郷町地域福祉計画」及び「第6次東郷町地域福祉活動計画」）を一体的に策定するものです。また、本計画の一部は以下の計画としても位置づけます。

- 「自殺対策基本法」第13条第2項に基づき策定する「市町村自殺対策計画」
- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に基づき策定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」
- 「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」

さらに、本計画は町の最上位計画である「東郷町総合計画」や、その他の関連計画と整合を保ちつつ策定します。なお、本計画は高齢者、障がい者、児童やその他の福祉の各分野を横断的につなぐ役割を担っています。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和13年度までの6年間として定めます。

■計画期間

R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
第5次	第6次東郷町総合計画										第7次
第1次東郷町地域福祉グランドデザイン						第2次東郷町地域福祉グランドデザイン					

4 計画の策定体制

本計画は、次の過程を経て策定します。

■策定体制

調査	内容
一般町民アンケート調査	町内18歳以上の2,000人を対象に実施。町民の地域福祉に関する意識や意見、地域活動への参加状況などの実態を把握するために実施。
民生委員・児童委員、区長・自治会長アンケート調査	民生委員・児童委員47人、区長・自治会長18人を対象に実施。活動の状況や地域における福祉課題などの実態を把握するために実施。
団体ヒアリング調査	町内の福祉関係団体や相談機関などを対象に実施。地域における複合課題の事例や支援にあたっての課題、他団体・機関等との連携などの状況や今後の方向性を把握するために実施。
町民ワークショップ	地域で取り組みたいことなどを話し合い、今後の地域における福祉活動の展開や団体間の連携を検討するために実施。
策定委員会	学識経験者、地域住民団体、福祉関係団体、公募町民等から構成し、計画の策定に関する検討を行う。
庁内プロジェクトチーム会議	町役場関係部署により、地域福祉に関する課題に対する施策及び計画案の検討を行う。
パブリックコメント	計画案が完成した時点で、ホームページ等により計画に対する住民意見を募る。

5 計画の策定スケジュール(予定)

年月	内容
令和6年11月	・団体ヒアリングシート調査の実施
12月	・アンケート調査の実施
令和7年1月	・町民ワークショップの実施
3月	・令和6年度 第2回策定委員会（調査結果について報告）
5月	・第1回庁内プロジェクトチーム会議 ・令和7年度 第1回策定委員会（骨子案について）
9月	・令和7年度 第2回策定委員会（素案中間案について）
10月	・第2回庁内プロジェクトチーム会議
11月	・令和7年度 第3回策定委員会（素案について）
12月	・パブリックコメントの実施
令和8年2月	・令和7年度 第4回策定委員会（パブリックコメント結果の報告、最終案）